

諮問番号：平成 29 年度諮問第 2 号

答申番号：平成 29 年度答申第 2 号

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

処分庁長野県地方税滞納整理機構（以下「処分庁」という。）が行った不動産及び自動車の差押処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求は棄却されるべきであるという審査庁長野県地方税滞納整理機構（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論書において以下のとおり理由を述べ、本件処分を取消すよう主張している。

- (1) ●●●市町村が審査請求人の生活状況の調査を行っていないにもかかわらず、処分庁から処分を受けるのは不当である。
- (2) 本件処分の対象である不動産及び自動車は、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 75 条第 1 項第 5 号の差押禁止財産に該当するので処分は違法である。
- (3) 本件処分の対象である自動車は 2 台とも高額で換価できる自動車ではない。
- (4) 処分庁が、差し押えた自動車の運行を禁止する「タイヤロック」の処置を行った場合、風評被害や子供へのいじめの恐れが予測される。
- (5) 滞納税について納税の意思はあり、分納で完納にする予定でいるので、本件処分の解除及び換価の猶予を希望する。
- (6) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）よりも日本国憲法が優先されるべきであり、本件処分は、日本国憲法第 25 条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害しているため違法である。

#### 2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり、本件審査請求については理由がないので棄却するよう主張している。

### 第 3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

不動産等差押処分の取り消しを求める審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

## 2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人は、●●●が生活状況の調査を行っていないことを主張しているが、本件処分は、長野県地方税滞納整理機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理に関する規則（平成 23 年 1 月 4 日 長野県地方税滞納整理機構規則第 10 号）の規定により●●●から引継ぎを受けた処分庁が、差押の要件である地方税法第 331 条第 1 項、第 373 条第 1 項及び第 728 条第 1 項の規定に基づき、滞納地方税に係る督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促状に係る滞納地方税を完納している事実がないため行った処分であり、処分に違法又は不当な点は認められない。
- (2) 審査請求人は、本件処分の対象である不動産及び自動車は、国税徴収法第 75 条第 1 項第 5 号に規定する差押禁止財産であり、代替えのできない財産である旨を主張しているが、同規定で差押禁止財産としているのは「その業務に欠くことができない器具その他の物」をいい、「その職業及び営業を遂行するに当たり最低限度必要なもの」を指すが、本件処分の対象である不動産及び自動車は、「その職業及び営業を遂行するに当たり最低限度必要なもの」とはいえず、差押禁止財産に該当しないため、処分の違法又は不当な点は認められない。
- (3) 審査請求人は、本件処分の対象となった自動車は高額での換価が困難である旨を主張している。

国税徴収法第 48 条第 2 項において、差押に係る財産の価額が滞納処分費等の金額をこえる見込がない場合は差押を禁止する旨が規定されているが、本件処分の対象である自動車は換価価値があり、滞納処分費等の金額を一見してこえる見込がないとはいえないため、違法又は不当ではない。
- (4) 審査請求人は、審査請求人自身が民事再生法における減額処置を受けている旨及び本件処分によって事業継続が困難になるため、分割にて納税の意思があるので換価猶予の処分を求める旨を主張しているが、審査請求人は処分日現在において換価猶予の処分も受けておらず、換価猶予の処分を求めることは、本件処分の取消しを求めることとは無関係である。
- (5) 審査請求人は、本件処分の対象である自動車がタイヤロックにより占有がされた場合の風評被害等について主張しているが、処分庁は、処分日現在において審査請求人が自動車を使用することを容認しており、また占有の方法は必ずしもタイヤロックによらず、徴税職員に引渡すことにより占有ができることから、審査請求人の主張には理由がない。
- (6) 審査請求人は、審査請求人の主張（3）のとおり、地方税法よりも日本国憲法が優先されるべき旨を主張している。

地方税法は、滞納処分については国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定しており、国税徴収法は、第 75 条第 1 項の一般の差押禁止財産の規定や第 76 条

の給与の差押の規定など、日本国憲法第 25 条で規定する最低限度の生活を営む権利を配慮した上で、日本国憲法の規定に基づいて制定されており、審査請求人の主張は採用することはできない。

#### 第 4 調査審議の経過

平成 30 年 2 月 19 日	審査庁からの諮問書の受理
平成 30 年 3 月 2 日	審議
平成 30 年 3 月 23 日	審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書、証拠書類等の提出依頼を行ったことなど、その手続きは適正に行われたものと認められる。

##### 2 法令の規定について

(1) 地方税法は、差押えの要件として、第 331 条第 1 項、第 373 条第 1 項及び第 728 条第 1 項において、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないとき地方団体の徴税吏員は当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないと規定している。

また、滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定している。

(2) 国税徴収法は、一般の差押禁止財産として、第 75 条第 1 項において、「技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者のその業務に欠くことができない器具その他の物（第 5 号）」は差し押えることができないと規定している。

(3) 国税徴収法は、無益な差押えとして、第 48 条第 2 項において、差し押さえることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、差し押さえることができないと規定している。

(4) 地方税法は、換価猶予の要件として、第 15 条の 5 及び第 15 条の 6 において、その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にする恐れがあると認められる場合において、滞納者が徴収金の納付又は納入において史実な意思を有すると認められるときは滞納処分による財産の換価を猶予することができる」と規定しており、その効果として、地方税法第 15 条の 5 の 3 第 1 項又は第 15 条の 6 の 3 第 1 項において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者

の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産について、差押えを猶予し、又は解除することができる」と規定している。

- (5) 国税徴収法は、第 68 条において、不動産の差押の手続を、第 69 条において、滞納者は差し押さえられた不動産につき通常の用法に従い使用できる旨を規定している。

また、第 71 条第 1 項において、自動車、建設機械又は小型船舶の差押えの手続を規定している。また、同条第 6 項で滞納者に保管させた自動車につき、その使用を許可することができる」と規定している。

### 3 本件処分について

- (1) 差押処分の要件については、第 3 の 2 (1) のとおりであり、処分に違法及び不当な点は認められない。
- (2) 「ピアノ教室」を営んでいる者の「ピアノ」のごとく「その職業及び営業を遂行するに当たり最低限度必要なもの」は「その業務に欠くことができない器具その他の物」として差押禁止財産に該当するが、本件処分の不動産及び自動車が差押禁止財産に該当するか否かについては、第 3 の 2 (2) のとおりであり、処分に違法及び不当な点は認められない。
- (3) 高額での換価が困難な自動車の差押が無益な差押に該当するか否かについては、第 3 の 2 (3) のとおりであり、処分に違法及び不当な点は認められない。
- (4) 換価猶予による分割納付の希望や、自動車のタイヤロックによる占有に伴う風評被害等の懸念については未だされていない処分に係る主張であり、第 3 の 2 (4) 及び (5) のとおり、本件処分と無関係である。
- (5) 日本国憲法に違反するかについては、第 3 の 2 (6) のとおりであり、処分に違法及び不当な点は認められない。
- (6) 以上、処分に違法及び不当な点は認められず、審査請求には理由がないため、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定に該当する。

以上のことから、「第 1 審査会の結論」に記載のとおり判断する。

### 第 6 付記事項

審査請求人の換価猶予を希望するとの主張については、本件処分とは無関係であり、処分の取消しを求める審査請求の理由とならないが、徴収の緩和制度として地方税法に位置づけられていることに鑑み、処分庁において検討願いたい。

長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会

委員(会長)	篠原	豊
委員	金子	肇
委員	金井	秀夫